

平成24年第4回京丹波町議会定例会（第4号）

平成24年12月19日（水）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更  
について
- 第 4 議案第99号 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約  
について
- 第 5 議案第100号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負  
契約について
- 第 6 同意第 7号 公平委員会委員の選任について
- 第 7 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準を定める条例の制定について
- 第10 議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及  
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の  
ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につ  
いて
- 第11 議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を  
定める条例の制定について
- 第12 議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全  
公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 第14 議案第78号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関す  
る条例の制定について
- 第15 議案第79号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

- 第 1 6 議案第 8 0 号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 第 1 7 議案第 8 1 号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 第 1 8 議案第 8 2 号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 第 1 9 議案第 8 3 号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 第 2 0 議案第 8 4 号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 第 2 1 議案第 8 5 号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 8 6 号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 8 7 号 京丹波町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 8 8 号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止について
- 第 2 5 議案第 8 9 号 平成 2 4 年度京丹波町一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 2 6 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 7 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 8 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 9 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 0 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 1 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 2 議案第 9 6 号 平成 2 4 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 3 議案第 9 7 号 平成 2 4 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 3 4 発委第 3 号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 5 発委第 4 号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 3 6 閉会中の継続調査について

## 2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- |      |             |
|------|-------------|
| 1 番  | 小 田 耕 治 君   |
| 2 番  | 篠 塚 信 太 郎 君 |
| 3 番  | 村 山 良 夫 君   |
| 4 番  | 梅 原 好 範 君   |
| 5 番  | 横 山 勲 君     |
| 6 番  | 山 田 均 君     |
| 7 番  | 東 まさ子 君     |
| 8 番  | 岩 田 恵 一 君   |
| 9 番  | 松 村 篤 郎 君   |
| 10 番 | 坂 本 美 智 代 君 |
| 11 番 | 西 山 和 樹 君   |
| 12 番 | 原 田 寿 賀 美 君 |
| 13 番 | 北 尾 潤 君     |
| 14 番 | 森 田 幸 子 君   |
| 15 番 | 山 内 武 夫 君   |
| 16 番 | 野 口 久 之 君   |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 町 長       | 寺 尾 豊 爾 君 |
| 副 町 長     | 畠 中 源 一 君 |
| 教 育 長     | 朝 子 照 夫 君 |
| 会 計 管 理 者 | 谷 口 誠 君   |
| 参 事       | 岩 崎 弘 一 君 |
| 参 事       | 野 間 広 和 君 |
| 瑞 穂 支 所 長 | 中 尾 達 也 君 |
| 和 知 支 所 長 | 榎 川 諭 君   |

総務課長	伴田邦雄君
監理課長	山田洋之君
企画政策課長	山森英二君
税務課長	堂本光浩君
住民課長	下伊豆かおり君
保健福祉課長	岡本佐登美君
子育て支援課長	山田由美子君
医療政策課長	藤田正則君
産業振興課長	久木寿一君
土木建築課長	十倉隆英君
水道課長	木南哲也君
教育次長	藤田真君
代表監査委員	船越肇君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長澤誠
書記	上西貴幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さん、おはようございます。本日はご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第4回京丹波町議会定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番議員・篠塚信太郎君、3番議員・村山良夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日、本会議終了後、全員協議会が、また、その後、議会広報特別委員会、交通網対策特別委員会がそれぞれ開催されます。ご苦労さまですがよろしくお願いいたします。

本日の会議に京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可しましたので報告します。

榎川和知支所長から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更について～日程第5、議案第100号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第3、議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更についてから日程第5、議案第100号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約についてまでを一括議題とします。町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。各位には連日熱心にご審議をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更につきましては、契約金額に612万7,800円を追加し、8,186万9,550円とすることについてお願いしております。主に頂上部の土塊の除去工事において、岩盤が分布していたことから、掘削及び残土処理等の工事費を増額するものであります。

議案第99号 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約につきましては、冷凍冷蔵庫やシンク、作業台等の厨房機器類95点及び調理器具、食缶、食器等の備品類5,039点などを株式会社中西製作所京都営業所から3,433万5,000円で購入することについてお願いしております。なお、契約期間は平成25年3月28日までといたしております。

議案第100号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約につきましては、理水・河野特定建設工事共同企業体と2億2,653万4,350円で契約を締結することについてお願いしております。工事の概要につきましては、大簾地内において浄水場施設を建設するもので、膜ろ過棟は鉄筋コンクリート造で建築面積は81平方メートルであります。配管工事、場内整備工事のほか、機械・電気設備工事一式を含むものであります。なお、工期は平成25年3月31日までといたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更について、補足説明をさせていただきます。

変更をお願いする主な要因としましては、ただいまの町長の説明にもございましたが、頂上部の土塊除去に伴うものです。

議案書につけております4枚目の標準断面図をつけておりますのでご確認ください。

復旧計画におきまして、上部の着色した部分を調査時のデータにより土質を強風化岩と推定いたしまして工事を進めておりましたが、部分的に新鮮岩が分布していたことから、掘削工及びのり面整形工の地質区分を礫質土から軟岩に変更し、復旧工事を進める必要があるためでございます。変更となる軟岩部につきましては、着色した部分の破線より下の部分とな

っており、掘削土量についての変更はございません。

次に、議案書の3枚目をごらんください。

頂上部の土塊除去に伴う処理方法として、地すべり下部にある私有地の押さえ盛土として利用する計画を進めており、北側の区画につきましては、計画どおり進捗いたしておりますが、南側の区画につきましては、11月の臨時議会において説明させていただいたとおり、借地者であります畑川ダム工事の施工業者様と協議を行いながら、盛土のほうを進めております。現場事務所関連施設の完全撤去が盛土工事の進捗に影響することから、再度12月の初旬に確認を行いましたところ、完全撤去は3月末以降との回答がありました。本契約工事においては、借地者に影響のない範囲で盛土工を行うこととし、余剰土量については北側区画盛土上に仮置きすることとして工事のほうを進めたいというふうを考えております。

以上のことから、当初契約金額の7,574万1,750円に612万7,800円を増額し、8,186万9,550円として工事請負契約の一部を変更することをお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第98号の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田教育次長。

○教育次長（藤田 真君） それでは、議案第99号 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約について補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、提案理由の説明にもございましたように、現在整備をいたしております瑞穂学校給食センター内に設置、使用いたします厨房機器及び備品を購入するものでございます。

それでは議案書を読み上げ、説明させていただきます。

議案第99号 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約について  
平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例（平成17年条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記 1 契約名 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約、2 契約金額 3,433万5,000円、3 契約の相手方 京都府京都市伏見区竹田田中宮町15番地 株式会社中西製作所京都営業所 営業所長 安原幹夫、4 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条第1項第1号の規定による指名競争入

札、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町橋爪・大朴地内 瑞穂学校給食センター内、  
6 契約期間 議会の議決を得た日から平成25年3月28日まで 平成24年12月19日提出 京丹波町長 寺尾豊爾でございます。

内容でございますけれども、概要につきましては、議案書の次につけております資料をごらんいただきたいと思っております。資料につきましては、機器及び備品の一覧表と配置図を添付いたしております。

厨房機器の主なものにつきましては、計量機器類や冷凍庫、冷蔵庫など95点、備品類の主なものにつきましては、調理器具でありますとか食器類など5,039点、また瑞穂小学校から真空冷却機1基を移設をいたします。

資料に色分けをいたしましたA3判の機器類の配置図を添付いたしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

まず、購入いたします機器類につきましては、赤を着色をいたしております。移設をいたしますものは青を着色いたしております。また、もう1枚のA3判につきましては、機器類の一览表でございますので、あわせてご確認いただきたいと存じます。

以上、誠に簡単でございますけれども、補足説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第100号平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約について補足説明を申し上げます。

本工事は既にご承知のとおり、和知簡易水道事業として新しい西部浄水場の建設を行うものでございます。

議案の次のページに資料をつけさせていただいております。

工事場所は大簾地内であり、工事概要の裏面に位置図で示しております。

折り込みのA3の図面をごらんいただきたいと存じます。

詳細な場所につきましては、現在供用しております既存の西部浄水場の隣接地となっております。今回の工事は赤色で表現しております部分が本工事での施工部分でございます。

工事内容につきましては、1ページ目の工事概要書に記載のとおりでございますが、一つには、膜ろ過棟の建築工事、浄水場内の配管や外構を整備する土木工事、そして、膜ろ過棟内の機械設備や電気設備の設置に係る工事となっております。

それでは、議案を読み上げさせていただいて説明にかえさせていただきます。

議案第100号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約に

ついて

平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに京丹波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記 1 工事名 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事、2 契約金額 2億2,653万4,350円、3 契約の相手方 大阪市北区南森町1丁目4番10号(理水ビル4階) 理水・河野特定建設工事共同企業体 代表者 理水科学株式会社大阪支店 支店長 佐伯辰也、4 契約の方法 地方自治法第234条第1項の規定による一般競争入札、5 契約履行場所 京都府船井郡京丹波町大簾地内、6 契約期間 議会の議決を得た日から平成25年3月31日まで 平成24年12月19日提出 京丹波町長 寺尾豊爾

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長(野口久之君) 以上、説明のとおりであります。

これより議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更についての質疑を行います。

篠塚君。

○2番(篠塚信太郎君) 今回の変更契約でございますが、この工事の変更内容、工種ごとの変更前、変更後の資料はいただいておりますが、頭部排土工とそれから附帯工ですね、これが変更になったということで、工種の変更はわかるんですが、これの工事金額の資料を提出していただきたいと思います。

○議長(野口久之君) 十倉土木建築課長。

○土木建築課長(十倉隆英君) 変更内容の工種ごとの増減の資料ということでよろしいでしょうか。後ほどよろしいでしょうか。今、提出ということですか。

○議長(野口久之君) 篠塚君。

○2番(篠塚信太郎君) 変更契約でございますので、工種ごとの金額的なものはどうなるのかというやっぱり資料は事前に出していただきたいなというふうに思っていたのと、もう1点は、先ほどの課長の説明では、残土処理の土量は変わらないということでありましたが、町長の提案理由説明の中で、残土処理等の工事費を増額すると、掘削は軟岩が出てきたということで理解できますが、どうして残土処理、土量は変わらないのに残土処理の経費が変わるのかということが知りたかったので質問したわけでありまして、その工種ごとの

工事費の額を示していただきたいという質問をしたわけでございます。以上です。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまの質問でございますが、掘削の切土の量については変更はございませんが、後処理する場合に岩盤と軟岩と礫質土では盛土として使用いたしますので、締固め密度のほうが変わってまいります。その関係で、盛土の数字等については変更がございます。ただ、計画しておりました排土、頂上部の土塊を除去する部分の土量につきましては、変更はございません。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけども、一つは今回変更の理由というのが、今もありましたように、軟岩が出てきたということなんですけれども、この工事を発注するというときには当然土質の調査等もされておるわけでございます。この表を見せていただきますと、頂上部ということなんですけれども、素人的に見ましても、ここにこういう軟岩があるということは、当然土質や地質調査したらわかるというように思うんですけども、当初なぜこの部分ですね、頂上部分に軟岩があるということがわからなかったのか、その点ちょっと1点お尋ねしておきたいというように思います。

それからもう1点は、最終的に今もありましたように、この残土をいわゆる隣接地、盛土で置くということになっておったんですが、ダムの現場事務所があるということで、それが3月末までであるということでそこに置けないということでございますが、その間どうするのかという問題と、その後、その盛土として置いた土はどういう形で処理をされるということになるのか、その点もう一度伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいま議員おっしゃられましたように、地すべりのすべり面を推定するのにボーリングの調査は行っております。ただし、地すべりの箇所等を特定するためのボーリングでありまして、通常の橋梁なり構造物を設置する場合のボーリング調査とは異なりまして、地すべりなり水位を測定するためにボーリングを災害復旧の手引によりまして箇所を選定して調査を行っております。

図面でも書いておりますように、通常地表面から1メートルなり1メートル50の土中に岩盤線が沿ってあるのが普通なんですけど、この部分については、頂上部ではもともと新鮮岩であったとは思われますが、それが風化なり水位によって崩れた岩盤ということにはなっておりますが、そこからちょっと下へ下がった部分でまだ風化していない岩盤が見つかったということでございまして、当初ボーリングしたデータでは、岩盤は岩盤なんですけど、風化し

た岩盤ということで、バックホウによる掘削が可能ということで推定し、設計のほうは行っていたところでございます。

また、仮置きしました盛土につきましては、まだ今後も畑川ダムの工事業者さんと調整をさせていただいて、今の契約期間内で可能かどうかというところは今後も協議をして盛土の工事は進めていくこととしておりますが、現在の契約している工事期間による施工が困難な場合は、今の仮置きのまま工事のほうを終わらせていただいて、次回に工事のほうは借地させていただいています土地の所有者の方と協議をしておりますので、その部分については約束した部分については盛土を新たに工事を発注させていただいて竣工させたいというふうには考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今説明を聞いたわけでございますけれども、風化した岩盤はあったんだということなんですけど、当然そういう岩盤、風化しておるということですが、その下には岩があるかどうかというのは、ある程度専門的な形で調査をすれば当然わかるんじゃないかと、あるおそれがあるということが、その辺は調査をされた業者の問題もあろうかと思えますけれども、専門的な見地から見ればそういう可能性があるというそういう指摘はなかったのかということと、それから残土の関係なんですけれども、もちろん現在他の工事現場になっておるということで、当然その辺についての見通しが工事が遅れたということもありますが、どうであったのかということと同時に、一旦この工事については終了して新たに発注するということになりますので、これはまた新たに予算を組んで土量を動かす工事発注をするということになると、どれぐらいの予算見込みをしておるのかということも、ちょっとあわせて伺っておきたい。

災害復旧ということで、単独事業でお金を使っておるわけですので、一旦そういうことでまた新たに発注するということになると、当然それには経費もついていくわけですし、工事と合わせてやれば費用も少なくて済むわけですが、新たにまた事業を起こすということになりますので、非常にそういう点では経費やお金の無駄遣いということにもなるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうであったのか。また、費用の捻出というのはどういう形で考えておられるのか、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 当初の設計の岩盤の想定の件でございますが、本工事につきましては災害復旧工事でございますが、災害復旧の場合は通常30メートルから100メートルの斜面でありましたら、2本程度のボーリングで推定して災害復旧工事を速やかに行う

ということとされております。

ただし、この箇所につきましては、すべり面がなかなか特定できませんでしたので、通常でしたら縦方向、横方向にボーリングを何カ所かするんですが、予算の関係もございまして、縦方向に5カ所のボーリング調査を行っております。ただ、そのボーリング調査につきましては、すべり面なり地下水位を想定するためのボーリングでございまして、岩盤線について測定したものではありません。そのことから、通常想定される地質区分が異なっていたということで、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また、今仮置きしております土砂のことですが、当初、予算を要望する時点におきましては、有償処分ということで、1万立米の土砂を有償処分により排土を行うという計画で予算を計上させていただきました。有償処分と現在地権者様の協力を得まして、土砂のほうを押しさえ盛土として利用させていただくこととなっておりますので、その差額からすると、随分予算的には軽減した設計となっていることというふうに理解しております。

ただ、今回仮置きした部分、土砂を南側の盛土として利用する場合は270万円程度の設計による費用が必要となってまいります。その部分につきましては、平成25年度の予算要求時点で、また協議のほうをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 当初1万立米の有償処分を考えておったということで、経費が安くついたのであります。そういう作業といいますか、残土処分をする場合に、当然あらゆる経費の削減や、そういういろんな方法を考えるというのは当然だと思っております。これも当初の説明では特別交付税ももらう見込みを要望しとるとというような話もあったわけですが、これも全く見通しがなかったという結果になつたわけですが、緊急的に災害復旧工事ということでやられましたけれども、当然やっぱりそういう地権者の協力も得ながら、残土をどういうように処分するかということも、これは当然考えるべきことであって、あえて1万立米の有償処分の費用を予算化しておったのが安くなったんだと、だからこういう方法でも仕方がないというそういう考え方では、私は住民の血税を本当に予算化をして使うという立場からすれば、やっぱり極力経費やそういう費用を抑えるというのは当然だと思いますし、やっぱりあらゆる方法でそういう対策をとるとするのは当然だと思うので、そういう視点で予算を見る、経費を見るということは、私は間違いだと。やはり当然、残土処分の土量をどうするかということは、やっぱり今地権者の協力を得て、そこに置くということになったわけですから、当然そういうことも当初から私は範疇に入れて取り組むべきだという点、申し上げておきたいし、その点についてのちょっと見解を伺って

おきたいと。今後のこともありますので、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 災害復旧工事という工事ですので、できるだけ速やかに二次災害を防ぐという意味で、協議が全て調っていないかったというご指摘でございますが、当初から畑川ダムの工事につきましては3月末まで工期がございますので、協議をしながら進めるということで、工事発注段階から特記仕様書に明記して業者のほうも選定しております。

今後発注につきましては十分協議し、残工事が残らないような工事等計画していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○2番（篠塚信太郎君） 先ほどの件でございますが、工種ごとの資料は持ち合わせてないという、後日ということでございますが、附帯工でございますが、隣接地盛土は6,700立米から4,500立米に変更になっているということで、さっきの説明ですと、締固め等に工事費がかかるということなので、これが増額になっているのか、なっていないのかということですね。

ですから、資料は後で結構ですので、工種ごとに頭部の排土工と附帯工の工種の変更後の額ですね、工事費、これについて説明願いたいと思います。残土処理等がどれだけ増えたのかということについても伺いをいたしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 岩盤の分布によりまして地質区分が変更になったということで、礫質土については9,600立米が6,900立米、また新たに軟岩部の掘削が2,700立米ということとなっております。

あと、掘削によります増減額については、直工費ベースで262万4,100円でございます。あと、発生土の運搬なり残土処理につきましては、直工費ベースで31万9,000円ということでございます。あと、附帯工の盛土工事につきましては、37万8,300円でございます。

残土処理につきましては、掘削しております土量が変わっておりませんので、ただし、岩盤と礫質土では締固め密度が違うということで、全てを私有地に処理するという計画ではございませんので、富田の町の所有地のほうにも残土を持ってっております。私有地の所有者様とは現況の地盤高から50センチ盛土を行うということで協議をしておりますので、その50センチに合った土量で南側の区画、北側の区画、そして富田の町所有地ということで、残土については分けて計上させていただいております。

○議長（野口久之君） 小田君。

○1番（小田耕治君） 今回、当初調査した土質と違うということで、こういう変更が出たわけですけども、この復旧の方法ですね、初めに調べた内容と違う土質で、今回の地すべりというのは、表面上は全く地すべりしとるといような状況がわからないような地すべりで、中で変化が起こったといような内容やったんですけども、これは今までの土質が変更になっても同じ方法で復旧がされていくということですけども、この方法で再発の心配がないのかどうかということが1点と、先ほど来いろいろ話が出てますけれども、今回612万円余りの追加になつとるわけですけども、これは平成25年度にやる土のならしですか、それを含めると900万円程度の追加になるわけなんですけれども、先ほど説明のあった金額と随分違うんですけれども、これはあともう全部経費になるんですか、その点説明願います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） まず、土質が変わったことによる影響でございますが、ボーリングを主側線側に5カ所ボーリング調査を行いまして、地すべりの箇所を想定しております。議案書にもつけておりますように、標準断面図の赤の線、この部分が推定の地すべり線でございます、この部分のすべりを抑止工と抑制工の併用によりまして斜面を安定させるという計画でございます。

頂上部の新鮮岩につきましては、この標準断面図で着色した部分以外、この下の部分がどうなっているかについては推定になるんですが、この斜面の安定検査については当初の計画どおり行っておりますので、推定の土質区分による影響はないということで考えております。

また、先ほど変更の金額を申し上げましたが、その部分につきましては、直工費ベースでございます、それ以外にも細かい増減がございます。増えているところ、減っているところ等もございます。また、小段の水路等につきましても、見えている部分は現場発生材を使用して再度設置するということで、計画をしていた箇所にふかし部分で根が入っていたりクラックがいたりして使えない部分もございますので、そういった部分は機能を維持するために新材に取りかえて復旧している箇所もございます。以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これでは討論を終わります。

これより、議案第98号を採決します。

議案第98号 平成24年度 下山地区 地すべり災害復旧工事請負契約の変更について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約に  
ついての質疑を行います。

東君。

○7番(東まさ子君) 私は入札についてお聞きをしたいと思います。

この入札の方法は指名競争入札ということになっておりますが、何社指名されて、地元は  
何社あったのかお聞きをしたいと思います。

○議長(野口久之君) 山田監理課長。

○監理課長(山田洋之君) 資料もあるかもしれませんが、全社で19社を指名したと  
ころでございます。そのうち町内業者は6社でございます。

○議長(野口久之君) 東君。

○7番(東まさ子君) 19社で6社が地元ということでありましたが、町内の教育施設の備  
品の調達でありますので、品質なんかについても細かく入札の資料としてされていると思  
うので、地元業者に入札の指名を限定するというそういうことは考えられなかったのか。やは  
り地元で仕事を落とすことで、地域内循環ということで、その経済効果もあるし、金額だけ  
ではなしに、いろんなところからの入札のあり方というのを考えるというのが今大切だと思  
うんですが、その見解についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長(野口久之君) 山田監理課長。

○監理課長(山田洋之君) 議員おっしゃいましたように、できるだけ町内で調達するという  
基本はあるわけですが、給食備品で特殊な製品ですとかそういうものも含まれており  
ますので、もちろん町内業者の方も参加をしていただきますけれども、それに加えて、  
専門的な厨房機器で入札を希望されている方も一緒に参加をいただくということで、一定の  
入札の指名業者の数も6社ということでは少ないということもございましたので、町内、町

外合わせて指名したところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと私も1点伺っておきたいと思うんですけれども、今地元業者6社ということで、少ないということだという今説明があったんですが、土木工事とかほかの工事でも1社とか2社とかいう場合もあったときにお尋ねしたときに、それでいいんだという説明もあったわけなので、6社も町内業者があったら非常に多いと思うんですけれども、参考資料をつけていただいておりますように、特殊なそういう機器というのもあったんですけれども、当然厨房機器類という部分、これは数量としては95ですし、これで金額としては2,700万円余りの金額になってるわけですし、備品類を見ますと5,039の数量で700万円余りの金額になっておるんですけれど、例えばこういうのを分割で発注すれば、備品類については地元業者という方法も十分とれると思うんですけれども、その辺の考え方ですね。今のこういう経済状況の中で、地元業者をやっぴりできるだけ優先をするという考え方からすれば、十分可能だと思うんですけれども、そういう検討はされていないのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 町外を指名した件につきましては、特殊なものであり、また高価なものもあるということもございました。また、備品類については、これについて町内だけではどうかということのご意見でございますけれども、厨房機器、それにまつわる備品ということで、合わせて調達するほうが有効ではないかという考え方から、合わせて入札に付したところでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと町長にお尋ねしておきたいんですが、今回入札をされたのは中西製作所ということで、そこに3,270万円という落札の金額なんですけれど、結局、京丹波としてこういう学校給食に伴う機器を購入すると、そこで買うわけなんですけれども、当然その売り上げというのは、この中西製作所の営業所のある京都ということになるんですけれども、例えば今申し上げましたように、備品類が700万円余りなんですけれど、これは地元の業者の方が発注すれば、やっぱりそれはまた税として京丹波の町のほうへ返ってくると、循環をするということになると思うんですけれども、やはり今、経費のことやとかいろいろ言われましたけれども、やはり町内の業者が受ければ税としてまた町に入ってくると、こういうことを考えれば、どれぐらいの分割発注することによって経費がつくかという問題もありますけれども、やはりそういうような視点というのは非常に大事だと思うんです。やはり、

町内の方は当然税も払っていただいておりますし、町内で営業されておるわけですから、できるだけやっぱりそういう町内の業者で調達できるものはするということそういう立場で私は考えるべきだと思うんですけども、その辺の考え方について町長の見解伺っておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 見解というものはなくて、法律、条例に基づいて仕事を執行させてもらっているというふうに理解いただいたらうれしいです。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） だから当然そのとおりなんですね、法律や条例に基づいて、それは実施せんなんわけですが、この入札の場合でしたら、分けて分割発注はできるということからすれば、今後はやっぱりそういうように分割発注も視野に入れて入札をやるというやはり町長がそういう方針を出せば、当然それぞれの部署ではそういうように対応するというのが、これは行政の仕組みでございますので、そういう意味で町長はどういう考えなのかということ伺ったので、改めて町長としては、こういう場合が起こった場合には、できるだけ地元で調達できるものは地元でというそういう立場で私はやるべきだと思うので、改めてもう一度町長の考え方、伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 分割発注の方法もあろうかと思うんですけど、この図面を見る限り、分割発注したことで利益が生まれるというふうに理解しないということであります。この案件については分割発注する考えがなかったというふうに理解してください。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第99号を採決します。

議案第99号 平成24年度 瑞穂学校給食センター厨房機器及び備品購入契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号 平成24年度 和知簡易水道事業 西部浄水場施設整備工事請負契約についての質疑を行います。

原田君。

○12番（原田寿賀美君） 議案第100号について二、三点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目ですけれども、今、京都縦貫道が計画をされておりました、恐らく計画される付近を通るのではないかなというふうに考えております。将来この縦貫道の工事が実施される中で、今計画されてる浄化槽に影響を及ぼさないのかどうか、その点についてお願いします。

それから場所なんですけれども、これも平成12年あたりから長期にわたって研さんを積んでこられていると思います。そこで、既設の浄化槽の横ということで、規模的に大きくなったのか、小さくなったのかをお尋ねしたいと思います。

それから工期なんですけれども、今申し上げましたように、大簾地内、縦貫道にかかわりまして、集落内が仮設道路をつけられたり本当に混乱をしております。果たして3月31日までに完成できるのかという点、3点についてお願いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、大簾地内、本当に京都縦貫自動車道の関係の事業と合丁場になることも非常に心配するところもあります。ただ、場所的には京縦の迂回路の奥でございまして、私も今までちょっと心配もしておりましたけれども、業者間の連絡調整も密に行うようにしてございまして、今のところ支障なく工事の進捗が図れていると考えております。

それから、規模的なお話でございます。既設の浄水場よりも大きな規模になるということでございます。

それから工期の関係でございますが、3月31日ということでございますが、繰り越しを想定しておりますことをお伝えいたします。以上です。

○議長（野口久之君） 原田君。

○12番（原田寿賀美君） 今ご答弁いただきました。特に規模が大きくなるということございまして、さきの一般質問でもお尋ねをしたかと思うんですが、現在50ミリから40ミリの管が使用されておるということで、特に立木地内も今回の範囲内に入っているということでございますので、そのあたりが心配になるんですけれども、本当に原水が現在の位置でとれるのかどうか、そのあたりも一つお尋ねをしたいと思います。と申しますのは、ご承知

のように、才原地内、峰越林道を建設をしていただきました。その後、水系というんですか、本当に今まで地下水が出ておりましたけれども、それが出なくなったりといった形が今日になって出てきております。恐らく縦貫道につきましても、平成26年に完成ということを知っておりますので、恐らくこの浄水場が完成をした後、工事に入られると思います。

もう一度お尋ねするんですが、本当にこの縦貫道の工事と浄水場の原水の集積と関係ないと言ったらあれですけども、本当に大丈夫なのか、その辺をひとつお願いをしたいと思います。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 今回の西部浄水場の取水地点につきましては、今の取水地点とは違いまして、その下の二つの河川が合流するところから取水をいたします。現在もその工事に着手しておるわけなんですけれども、ゆえに地元にもご理解をいただいたわけなんですけれども、水量的には確保できる場所で取水場を建設するというで計画しております。

それから、京都縦貫道の関係での取水量の変化につきましては、国交省のほうでそういった調査はもう既に始めておられますし、またそういった部分については報告があるのではなかろうかと思いますが、いずれにしましても、そういうことも想定しながら、二つの谷の合流地点で取水をさせていただくという計画にしております。以上です。

○議長（野口久之君） 梅原君。

○4番（梅原好範君） ただいま提案されております和知地区西部浄水場施設整備につきましては、同地域の町長と語るつどいにおいても再三再四要望が続けられておる案件でございます。安定した上水道環境を求める地域の声とあわせ、本年3月に開催されました公共事業再評価委員会においても、事業の妥当性ととも、期間内での事業完了及び効果の早期実現が審査意見として答申されました。同時に審査意見では、採用したパッケージ型セラミック膜ろ過方式の機能維持を考慮した交換部品の確保、それから施設維持管理にかかわる専門職員の育成、そして町内施設の一元化を視野に入れた検討の継続、施設建設費と維持管理費のコスト縮減が求められておったわけでございますけれども、現時点でのそれらの取り組み状況をお聞きした上で、早期の着工を求めます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 公共事業の再評価委員会で賜りました各種ご意見につきましては、取り組みがすぐに目に見えるものばかりではございませんけれども、十分に尊重させていただいているとともに、常に意識をしているところでございます。

今は議員おっしゃいましたように、和知地区の最後の浄水場施設であります和知西部浄水

場の工事を、地元要望を反映しながら力強く進めて、また再評価委員会のご意見も尊重しながら、後の維持管理におきましても万全を来せるような整備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今回の工事概要につきましては、原水を浄水化する設備としては高度な浄水方法である膜ろ過設備を設けるといふ、いわゆる水道事業でいいますと特殊処理工事になりまして、国内でもこの膜処理をアテント登録する業者など、その工事の積算も見積もりなどに頼らざるを得ないものだと思います。私は今回の契約案件を否定するものではございませんけれども、その発注方法について今後の適切な発注形態とともに地元業者育成と発注機会を付与するという観点から申し上げて、入札制度の改善につながればという思いから町長に今後の考え方についてお伺いしたいというふうに思います。

まず、今回の発注に関しまして入札参加要件においては、その施工実績から申し上げますと前段で申し上げたとおり、特殊工事の発注であり町内業者がこうした膜ろ過設備を含む工事实績があるかという、皆無であるというにもかかわらず、要件なしとしたことは到底最初から勝負にならないという入札条件であります。このことから今回2つに分けてあるんですけれども、膜ろ過方式の設備工事と建物とか構造物などの土木一般工事とを分離して発注すべきではなかったか。そのことが地元業者も参入できる、また機会を与えることになり、いわゆる分離発注することが町内業者にもこうした工事の発注機会を与えたことになったというふうに私は思っております。これまでより、工事概要を精査した中で分けられるものは分けて、工事発注機会を地元業者に割り当てていくという方向は他の議員さんからの質問に伴う答弁でも再三言われてきたところでございますので、今回はそういう方針で発注していただきかったというのが私を含めた議員の思いでございます。今後そうしたことでの配慮のもとで工事関係も含めました入札制度をでき得る限り町内業者に発注機会を与えるという改善をしていくという考え方を町長よりお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ご質問の趣旨は十分理解して、その方向で検討してまいりたいとまず考えております。こうした専門的なものは仕方ないとしても、町内業者のできる工事についてはできるだけ分離発注していくのが正しい方向だというふうに私自身も理解しております。以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 私の立場上そういう委員会に属しておりますし、再三このことについては申し上げてきたとおりでございますので、ぜひ今後そうした方向での取り組みも、取り組みと申しますか、制度自体を改善していただきまして、地元業者に対する発注機会をぜひ与えていただきたいというふうに思っております。また、戻るわけではございませんけれども、先ほどの99号の案件につきましても、6社ということでもございましたけれども、いずれにしてもそうした大手の業者から購入して据え付けるというふうになるのかと思います。当然大手そういった総合商社が優位に立つというのは当然でございますので、そうしたことを含めまして今後改善をしていただきたいということを卒にお願いを申し上げまして私の要望とさせていただきますというふうに思います。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 私も今の質問に対して全く同感でございますが、お尋ねしておきたいと思っておりますのは、今回高度処理のいわゆる膜ろ過の浄化方式が採用されたわけでございます。私の知る限りでは膜ろ過については町内上乙見にあります浄水場と今回の2カ所だけではないかと思うわけでございますが、あえて膜ろ過を採用されました、そうしたことについての、なぜ膜ろ過を採用されたのかお尋ねをいたします。

あわせて、一般のろ過方式と少し設備面でも高くつくんじゃないかと想定するわけでございますが、一般のろ過方式のそうした条件面、費用面での違いについて比較されておりましたらお教えをいただきたいと思っております。

さらに3点目として、今後のいわゆる維持管理費用の関係でございますが、上乙見を検証をさせていただきましたときにお聞きしましたお話では、相当膜ろ過の膜を交換しますとき等、多額に費用を要するというお話を受けてまいったというふうに記憶をしているわけですが、設置後のメンテナンスの費用等についてもろ過方式とどのように違うのかあわせてお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） まず、膜ろ過につきましては、和知の今回の新しい統合、簡易水道事業の中で5つの施設をつくるという計画が合併前からございまして、5つとも膜ろ過でございます。よりまして、上乙見以外、和知中央、上谷とか広瀬とかそういうあたりも全て膜処理で整備をしております。

それから、一般のろ過より高くつくという話でございますが、一般と言いますか、今までの新しくしてきた、今までの浄水場につきましては一般的にはいわゆる砂ろ過でやっておりまして、昨今の整備の中では砂ろ過ではなしに、高度処理を採用して将来の水事業に対して

安定した水源の確保とかいう部分を強く思っただけの計画でございます。費用面につきましても、やはり一般の砂ろ過はいわゆる砂を変えたり、そういった作業は伴いますけれども、どうしても膜処理の場合はそういったセラミックのろ過材の洗浄とかという部分が発生します。ちょっと資料的に費用面でこれぐらい差がつきますということは今手元に資料がございませんけれども、以前にも委員会等で視察いただいておりますとおり、施設については維持をしていこうとすると少々高くつくということは現実でございます。以上です。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 和知については全て膜ろ過を採用しているということでありましたようでございます。不勉強でありましたことはお断りを申し上げるわけですが、今の課長の答弁を聞いておりますと、今後設置されるものについてはいわゆるセラミック型のいわゆるろ過方式を採用されるような受け取れる発言があったと思うんですが、今後については全て浄水場そうした方向にされるのか、あわせてお尋ねします。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 合併前の和知の統合事業を踏襲しているところでございまして、その部分について最初の計画のとおり進めてきております。それ以外の浄水場の関係は現在のところ計画をもっておりませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） これは町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、平成17年に合併を本町いたしましたしてから、数年経過するわけでございますが、一日も早くそうしたことの垣根をとろうということで今日まで努力をいただいております。今や私は町内にそうした垣根はないという感覚でおるわけでございますが、今のご答弁では和知については昔からそうしたこともあるので、いわゆる高度処理のそうした方式をとった、こういうご答弁であった。高度処理、一般の町民から見ますと、何かしらそこにまた地域的なことを感じられる町民側の方もいらっしゃるのではないかと思うわけでございますが、ぜひ一つそうした和知については、あるいはどここの地域についてはという、そうした施策については私は好まないと、このように思いますのでそのことを要望し、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今後はそういうことがなくなるというふうに理解しておいてもらってうれしく思います。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私も町長にお尋ねを1点しておきたいと思うんですが、先ほど

も岩田議員の質問で分割発注の件について、そういう方向で今後やりたいという答弁があったんですが、その前の議案の学校給食センターの機器類の関係について、これは私はそういうように今後のことについて聞いたんですが、考えがないという答弁だったんですが、土木関係ではそういう分割発注のことを言いながら、一般のそういう備品や施設についてはそういう考えがないというのは当然整合性がないと思うので、やはり全ての町が発注するそういう事業やものについては、やはり地元でできるのは地元と、発注を含めてやるというのが当然行政としての姿勢だと思うんですけど、改めてその点について町長の考え方といたしますか、見解を伺っておきたいと。やはり、経済の法則から言うても町内業者にやってもらえれば、また税としてかえるというそういう循環型のそういう考え方を基本に私はすべきだと思いますので、改めてもう一度伺っておきたいというのが1点でございます。

それから、資料でつけていただいております、この膜ろ過の関係で言いますと、いわゆる浄水場の築造ということで土木建築というのと、そして上水道の構築で機械、電気と分けられておるんですが、今回入札で2億2,600万円余りの金額に、653万4,350円になってるんですが、具体的に分ければ土木建築の関係が幾らで機械、電機が幾らというのはわかっていると思うので、その点伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 詳細はまた担当課長が答弁することになりますが、今おっしゃった意味で言うと、地元でできることはできるだけ地元がいいんじゃないかと、そのことについては何ら異論はないんです。こう図面で言うた意味は、この件に関しては分離発注ということが町民のプラスになるかどうかということをお答弁したというふうに理解しておいてもらったらうれしいです。以上です。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 請負額2億2,653万4,350円、これをベースに土木工事なりの金額で割り振りいたしますと、土木工事が約20.6%、4,666万円ほどになります。それから、建築工事は12.8%、2,899万円、それから電気工事は33.8%、7,656万円、機械設備工事が32.8%、7,430万円が概算となります。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） ちょっと町長の理解といたしますか、思い違いといたしますか、私が申し上げたのは今は本日の浄水場の施設の工事ではありますが、先ほど申し上げたのは学校給食センターの備品のことやったんですけどね。厨房機器ということと備品というのを分ければ、備品なんかは地元業者でも十分できるのではないかとこの町長に伺ったのですね。そう

という意味でお尋ねしたので、ちょっと町長の理解といたしますか、違ったんでね。その点だけは申し上げておきたいと。当然出されておる資料から見れば、できると私は思いますので申し上げます。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） いつも言っていることなんですけれども、最低制限価格の意味、意義というんですが、これが非常に今回の入札でも意味があるのかないか不思議に思うというか、疑問に思うわけです。最近積算のソフトが非常によくなっていますので、こういう算出ができるのかもわかりませんが、これ2億6,000万円ほどの予定価格で入札価格と最低制限価格の差が1,000円。しかし、この1,000円というのも、理屈的には1,000円未満は切り捨てというか、入札金額に入れませんかある意味では2億6,000万円の工事が500万円の差で落札になったり、失格になったりする現象が起きるわけですね。そういうことから考えますと、この最低価格の意義があるのかどうかということを含めて、こういう入札方法、これは前にも岩田議員のほうからお話がありましたけれども、そろそろ検討しなければならない時期でないかなというように思うんです。今回これ計算しますと、落札価格と最低価格の差というのは99.99%、ほぼ100%に近いということになるんですけれども、その辺のお考えがどうなっているのかお聞きをしたいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） ただいま議員おっしゃいましたように、2億円を超える金額の中で今回の結果につきましては最低制限価格、税抜き額ですけれども、1,000円の差ほとんどぴったりだということでございます。これは私が思うには計算をされた結果でしかございませんし、最低制限価格の意義と申しますのはやはり一定の品質を担保することにあります。それと、過当競争、最低制限価格を設けない場合につきましては底値のないような競争がされる場合がありますので、そういうことを防止するという意味もございまして、また業者さんのそういったある意味要望的なこともございまして、意義はもちろんあると思っておりますし、まだ最低制限価格を設けて数年しかたっておりません。今後検討する時期ではないかというご意見もおっしゃいましたけれども、しばらくはこういう形で入札制度は大きく変えることは現在のところ考えておりません。

○議長（野口久之君） 村山君。

○3番（村山良夫君） おっしゃっている趣旨はよくわかるんです。ただ、この最低予定価格から算出する最低制限価格というのは私の知る限りではここ2、3年の間に順番に最低価格

が上がっているように思うんです。そういう意味から考えますと、単純に算出した数字やなしに先ほどおっしゃっていたように品質確保のためにいわゆる価格をある程度上がった状態にするとか、また過大な競争によって業者間の無駄な争いというんですか、競争が起きることを防ぐとかいうようなことが年々改善されているわけだと思うんです。そういう意味からは何も見ないと言うんじやなしに、もう少しそういうことを考えてもらわないと。町民の目から見ますと、2億円余りの工事で1,000円の差というのは情報が流れているのと違うかなというようにも疑われる懸念もあるわけです。だから、その辺のことも配慮した今後入札についてやっていってほしいと、このように思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 最低制限価格につきましては、数年前から少しずつですけれども国ですとか京都府の動向を見ながら数ポイントずつ上がるような形で見直しを現在までしてまいりました。今後同じような形でそういう動向を注視しながら見直しすべきところが出てきましたら、していきたいなというふうに思っております。それと、全くその最低制限価格と同額の入札額となるのは結果でしかありませんけれども、年間60件、70件の工事を発注しておりますので、別に不思議ではないというふうには考えるところでございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 村山議員さんの関連で以前から私も申し上げておるんですけれども、担当課長にお伺いしたいんですけれども、今回の入札価格を見ますと、最低制限価格ぴったりだと。これはもう当然だと思うんです。と言うのは、予定価格を出している以上は本来今は土木関係で隠すものがないというか、公表していないものがないぐらい、人件費ぐらいだと思うんですけれども、出せるのは当たり前です、大手だったら。だから、逆に私が言ってるのは、当然最低制限価格で応札するのは当たり前の話で、今回1割ぐらい上がったのかな、品質価格の面からということで、当然そのことについては私も理解いたしますし、じやなしに、やっぱり予定価格を公表しないんだという動きが国なりの通達でもあるということは再三私も申し上げてきた中で、やっぱり競争させようと思ったら、一番最低制限価格に近いところを業者間が探りあうというスタンスではなしに、正規の競争をさせようと思ったら予定価格は公表しないというのが当たり前、そういう形が一番よいのではないかと思うんですけど、そういうことで施行するというような考えはないか、担当課長に聞きたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 山田監理課長。

○監理課長（山田洋之君） 予定価格の事前公表の施行ということでございます。既に京都府の公契約大綱が施行されたということで、その中には今議員おっしゃいましたように予定価格の、これは事後公表、そういうものの事前公表しないという施行ですとか、いろいろなものが入っております。いろいろな考え方がありまして、全国予定価格の事前公表、事後公表といういろいろなパターンがあるわけですが、そういった内容につきましては今後議員のご提言を参考にさせていただきまして、試行的なものになるかもわかりませんし、それはわかりませんが指名委員会等で再度協議をさせていただきまして、検討してまいりたいと存じております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

議案第100号、平成24年度和知簡易水道事業西部上水場施設整備工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

《日程第6、同意第7号 公平委員会委員の選任について》

○議長（野口久之君） 日程第6、同意第7号 公平委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第7号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第7号 公平委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

《日程第7、同意8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について》

○議長(野口久之君) 日程第7、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第8号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の方は起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意されました。

《日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長(野口久之君) 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は原案の推薦者を適任とし、答申することにいたします。

これより暫時休憩をいたします。10時45分まで。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時45分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第9、議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第9、議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより議案第73号を採決します。

議案第73号 京丹波町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより議案第74号を採決します。

議案第74号 京丹波町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより議案第75号を採決します。

議案第75号 京丹波町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手 全員）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより議案第76号を採決します。

議案第76号 京丹波町都市公園条例の一部を改正するの制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第13、議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、新旧対照表を見まして、その20条の4号なんですけれども、そこには生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。ということになっておるんですけども、具体的には内容というのはどういうことなのか伺っておきたいと思います。また、規則というのは条例ができてからつくるということになろうかと思うんですけども、内容について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 汚泥処理施設にはいわゆる汚泥の処理に伴う排気ということで、臭気を発散させるような施設を設けなさいというようなことがございます。そういったことについて指しておるものでございまして、現在の町内の特定環境保全の浄化センターにはそういった施設も設置しているところでございます。以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今答弁があったようにそういう措置がされておるということは当然だと思うんですけど、今回条例に基づく規則を定めるということになるわけですので、当然これに基づく汚泥の処理に伴う排気とか、排液、残さい物により生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生じないように規則を定める、措置を講じるということになっておるんで、だから具体的に言えばどういように規則で定めると、例えば汚泥の処理についてはこうこうですよという規則を定めると、私ところの町でしたら船井衛管に委託をしているわけなんですけれども、そういうようなことの規則を定めるということなのか、数値を定めるということなのか、そういうことをこの場合、今回条例ができるということになれば、京丹波町としてこの規則を定めるということになるわけなんですけれども、これまでの法令に基づいて措置をされておるということは当然だと思うんですけど。具体的な規則で定めるということはそういう項目を一つ一つ定めると、数値も含めてということなのかどうか。そういう当然案分もできていると思うんですけども、そういうのがあるのかないのか、それも含

めてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 規則の中では活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体または膨化を生じないようにエアレーションを調整することとか、それから施設の機能を維持するための必要な措置を講ずることということで、臭気の発散及び蚊、ハエ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持することという形で具体的なことを書いたり、それから汚泥の処理に伴う排気、排液または残さい物により生活環境の保全等に支障が生じないように定めるというようなことをもう一度規則の中でもうたっております。具体的な数値等は上位法とか関連法でございますので、規則ではそこまでは定めない予定であります。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号 京丹波町特定環境保全公共下水道条例及び京丹波町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第78号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第78号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

議案第78号 京丹波町水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

《日程第15、議案第79号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第15、議案第79号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

議案第79号 京丹波町道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

《日程第16、議案第80号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第16、議案第80号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

議案第80号 京丹波町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

《日程第17、議案第81号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第17、議案第81号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

議案第81号 京丹波町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

《日程第18、議案第82号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第18、議案第82号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

議案第82号 京丹波町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

《日程第19、議案第83号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第19、議案第83号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 1点お尋ねしておきたいと思うんですけれども、提案になっております特定公園施設ということになっておるんですけれども、該当する施設が京丹波では何カ所あるのかということと、内容を見ますといろいろ例えば道路の傾斜路の終点及び始めと終わりですね、車いすの安全に停止できる平坦な部分が設けられる必要があるとか、いろんなことが定められておるわけでございますけれども、この京丹波で該当する施設があるのかどうかということと、そういうような処置がされておるのか、されていなければそういう改善というのを計画的にされるということになるのかどうか伺っておきたいと思っております。

○議長(野口久之君) 十倉土木建築課長。

○土木建築課長(十倉隆英君) 都市公園法で定めます都市公園につきましては、本町の管理する公園は2カ所ございます。その部分で都市公園の特定公園施設としまして設けております施設につきましては、トイレなり駐車場、また、水飲み場や手洗い場がございます。そういった部分につきましては、従来から福祉のまちづくり条例が定められておりましたので、その基準に従いまして整備を行い、管理を行っております。

以上です。

○議長(野口久之君) 山田君。

○6番(山田 均君) 当然そうかと思うんですけれども、例えば、10条にあります洗面器又は手洗器のうち1以上はレバー式、感知式と、そうふうに操作が容易な方式による水栓を設けるということになっていますが、以前設置された公園もあるわけでございますけれども、

そういうことができておるのかどうか1点、当然トイレというのは非常に大事ですので、引き戸の問題とか、そういう開閉が容易にできるようにということも当然定められておるわけですけれども、その辺はもう既にできておることなのか、改善をするという必要がある箇所もあるのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 須知公園につきましては新しい公園でございますので、今申し上げましたとおり、この条例に定める基準で整備をいたしております。ただ、須知水辺公園につきましては以前に設置された公園でございますので、感知式等の手洗いができていない部分もございます。ただ、条例につきましては、設置する場合の条例でございますので、更新時等につきましてはそういうところも点検し、現在の条例に見合う形で更新のほうはさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 済みません。須知公園について一つお伺いします。

ひかり小学校のほうから入るところに鎖がつなげてあるんですが、この条例に従うんやったらまた車でも階段式で入れるらしくて、私もしっかり見ていなくて申しわけないんですが、手押し車がずっとスムーズに入れるような入り口をまた改善していただけたらうれしいと思いますが。あそこは、入り口は階段なんですね。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 都市公園の入り口につきましては、須知幼稚園の入り口のところが公園の入り口ということになっておりまして、ひかり小学校側の裏口につきましては施錠しておりますとおり、ふだんは入り口としては利用しないということで設置をさせていただいております。今階段になっておりますのは勾配の関係もございまして、水路の管理等にも使われますので、協議をさせていただいて入り口は設けておりますが、須知公園の入り口につきましては須知幼稚園側からの入り口を主体的に使っていただきますようお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 今、課長おっしゃっていただいたことはよくわかるんですが、歩行者で入り口は、その業者とか水利の池があるからとかそういうふうな形だけで、公園の利用者が出入りする入り口とはまた違った意味の入り口になっているんですか。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） はい。管理用に設置したものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第83号を採決します。

議案第83号 京丹波町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

《日程第20、議案第84号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第20、議案第84号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第84号を採決します。

議案第84号 京丹波町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、原案のとおり

決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

《日程第21、議案第85号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第21、議案第85号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、議案第85号を採決します。

議案第85号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

《日程第22、議案第86号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害対策本部条例の一部を  
改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第22、議案第86号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害  
対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○14番（森田幸子君） 済みません、1点お伺いします。

平成24年の3月議会の質問において私、女性委員を3割以上の登用をお願いする一般質問をさせていただきました。その登用については今後の課題として検討するとの答えでありましたが、その後の検討の結果、委員会において女性の委員は2名とお聞きしたんですが、その後の検討結果を、経過をお伺いしたいのと、来年度に策定される地域防災計画の中で、女性の視点や子育てニーズをより一層反映したものとなるよう検討すると答えていただいたのですが、どのような検討がされているのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 女性の方の委員への就任につきましては、現在2名ということでございます。今後、条例定数が20名以内ということがございますのと、それからあらゆる機関を指定しておりますので、その辺の兼ね合いもございしますが、できる限りそうしたことも配慮させていただきたいと思っております。

あと地域防災計画の関係で女性の視点、あるいは子育ての視点というふうなこと、これは現在計画の策定中でございますが、まだ具体的に詳しく検討はできておりませんので、現在それも含めて検討中ということでご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） よくわかりましたが、今後、この女性委員を増やす可能性というのはどのぐらいありますか。検討していただけますか。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 先ほども申しましたとおり、防災会議条例というもののの中に委員が規定をされております。いわゆる充て職的な部分が多数ございますので、したがって、充て職以外のところで町長が特に必要と認める者、あるいは自主防災組織を構成する者、または学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者と。今回それを追加しておるわけですが、そのあたりを女性の方にとりというふうなことは考えておりますけれども、総数の問題もございしますので、そのあたりは十分検討させていただきたいということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、議案第86号を採決します。

議案第86号 京丹波町防災会議条例及び京丹波町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

《日程第23、議案第87号 京丹波町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第23、議案第87号 京丹波町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、議案第87号を採決します。

議案第87号 京丹波町暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

《日程第24、議案第88号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止について》

○議長（野口久之君） 日程第24、議案第88号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第88号を採決します。

議案第88号 京都中部地区広域市町村圏協議会の廃止について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

《日程第25、議案第89号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（野口久之君） 日程第25、議案第89号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山内君。

○15番（山内武夫君） 1点、産振課長にお尋ねをしたいというふうに思っております。

歳出17ページで林業振興費の関係なんですけど、今回、瑞穂農林に1億円の助成金をするということになっておるんですけど、今回されようとしております事業の規模やとか内容、また、そういう詳細説明をお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 予算書17ページ下段の林業振興対策事業、特用林産物生産振興補助金1億円でございますが、まず財源につきましては、国の農林水産省の農山漁村活性化プロジェクト支援交付金という補助事業を活用いたしまして、その事業費の50%1億円を受け入れて、その1億円を補助金として交付するものでございます。

事業内容といたしましては、瑞穂農林株式会社がホンシメジの製造設備を整備されるということで、現在のハタケシメジの生産ラインの一部をホンシメジの生産ラインに変更するものでございます。生産量につきましては、ハタケシメジがその分減るわけでございますが、ホンシメジの製造によりまして、それぞれの販売単価が異なっておりまして、ホンシメジのほうがかなり高い値で販売ができるということで、差し引き見込みの生産額は増加するということで見込まれております。全体事業費3億円で、平成24年度、25年度で整備をされるという予定になっております。

ホンシメジにつきましてもう少し申し上げますと、現在はタカラバイオが、ホンシメジ、人工栽培なんですけど、三重県四日市市で年間150トンを生産されておまして、国内シェアの9割を占めているという状況でございます。そして、そのホンシメジを京丹波の製造を目指すということで、京丹波では300トンの生産を目指されるということでございます。

それで、これの製造によりまして生産ラインがまた二通りになりますので、その工程も増えるということから従業員、パートタイマーになろうかと思いますが、約10名ほどの従業員の増員を予定されているということで、ホンシメジの生産によりまして地域経済の活性化、それから雇用数の増加による雇用の確保が図られるということで期待をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま答弁いただいたんですが、今の答弁では平成24年と平成25年度、2年に分かれてということやそうですが、全体事業費が3億円ということで今お聞きしたんですが、本年度2億円ということになりますと、来年もう一度1億円のそういう事業補助があるのか。2分の1ですので5,000万になるというふうに思いますが、そういう予算になっておるのかどうかお尋ねをしたいというふうに思いますのともう一つ、今もありませんようにハタケシメジを現在、キノコの町として町の特産化に向けて大々的に売り出しをされておるんですが、町の方針では特産振興というようなことでブランドを高めていくというふうなことも言われておるんですが、ホンシメジについて今後町の特産として売り

出すために、町としてはどのような振興策を考えておられるのかお尋ねをしますのとあわせて、販売ルートの確保というのが大変これから重要になってこようというふうに思いますが、町として支援をしていくべきやとそういうことも考えるんですけども、どのような方策を町としては考えられておるのか、その点につきましてもお尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） まず、2年間の事業で全体事業費3億円、残り平成25年度で1億円を予定されておりました、この国庫補助事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業につきましては、この事業の計画の決定は受けておりますが、来年度の国の予算の動向によりまして、どうなるかわからない状況でございますが、この残りの1億円に対する50%5,000万円の要望といたしますか、申請をする予定でおります。

それから、ホンシメジの生産にかかわりまして、これまではハタケシメジの生産、町といたしましても京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業に関連しまして、食のキャラクター味夢の商品ラベルへの活用ですとか、そういった中での京丹波産のハタケシメジということでPR支援を行ってきたところでございますが、ホンシメジにつきましても、さらに京丹波産のホンシメジというブランド化になるように、町としてもそのプロジェクト事業の一環として支援をしていきたいというふうに思っておりますし、販売ルートの確保につきましては特別、町がその販売ルートの開拓に対する支援は考えておりませんが、そういったPRによりまして道の駅の販売数の増加、それは町内への入り込み客の増加を図ることによって、道の駅の販売量も増えるというようなことで期待をいたしております。販売ルートの確保につきましては、瑞穂農林株式会社さんが独自に確保されるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 今、町の特産化に向けて、町としても支援をしていくというふうなことを聞いておるんですが、町の農林業振興補助金の関係ですね。それ補助要綱もあるんですが、現在この国の補助要綱で2分の1プラス町の独自補助ということで、農林業振興補助金1割補助というようなそういう要綱もあるわけなんです、今も言っておりますように町の特産化を図るという意味におきましても、この要綱に基づく1割補助といえますか、そういう独自補助を検討すべきやなかというふうに考えますが、再度、担当課長の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 今回のホンシメジの生産整備に関する補助につきましては、

林業振興関係の補助金を適用させていただいております。農林業関係補助金につきましては町単独の補助事業でございまして、例としましては京都府の補助金がございましたら、それに上乗せして補助をするというケースもあるわけですが、今回のこのホンシメジの生産施設につきましては国庫補助事業のみを活用して交付するという考えでございまして、これに上乗せすべきというご意見もあろうかと思っておりますけれども、その町単独の財源につきましては従来からの地元営農組織など、区の組織など、そういった営農組織の方々への要望に十分応えられるように、そちらのほうに財源を回したいという考えから、これにつきましては国庫補助事業の50%で対応していただくという考えの中で予算措置をさせていただいたということでございます。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

15ページの保育所費の中で、臨時雇用賃金が105万6,000円上がっておりますが、何名ほどの雇用の分なのか。また、どこの保育所にかかわる分なのかお伺いしたいのと、16ページの農業振興事業で、説明の中では猪鼻の米づくりの会に播種機と育苗機ということの説明いただきましたが、この米づくりの会というのは何人ほどの会員でされておられるのかお伺いします。

○議長（野口久之君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） 15ページの臨時雇用の関係でございまして、みずほ保育所で1名、産休・育休に入りましたことと、それからゼロ歳・1歳児の入所の希望の方がございまして、1名フルで臨時さんを雇用いたしまして、募集もさせていただいたんですけども、1名プラス補助の方が、それは1と数えていないんですけども、週に1とかお休みの方が出たときに代替のように入っていただくように、実際には2名の方の臨時雇用でございまして。

○議長（野口久之君） 久木産業振興課長。

○産業振興課長（久木寿一君） 大変申しわけございません。詳細な資料をちょっと持っておりませんので、正確な数字はちょっとお答えできないと思います。たしか5項だったと思います。農林業振興補助金の補助要綱には要件として適用しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 13ページであります。予納金30万円ですが、これはどういう中身のことについての予納金なのかお聞きをいたします。

それと9ページの延滞金であります。この延滞金というのは滞納している金額が入った後に、その延滞金を徴収されるのか。延滞金を徴収される時期ですね。どういう状況になったときに延滞金を、滞納金が完済してから延滞金を徴収されるのか、お聞きをいたします。

それから13ページであります。常任委員会でもちょっとお聞きしていたのでありますが、障害者自立支援事業の補正が高額になっていて、利用される方のそういう増加というものもお聞きしましたし、あと一点、単価が増えたということでありましたが、この単価については、いつごろそういう変更になって、今回の補正になっているのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 13ページの予納金の関係でございます。これにつきましては滞納者の方が死亡されて、法定相続人が全て相続放棄されました土地処分をさせていただくための相続財産管理人、弁護士を選任に係ります裁判所への予納金ということでございます。

それから9ページの延滞金の関係でございますけれども、これは個別、それぞれの滞納の方の状況に応じまして、延滞金から納付をいただく方、あるいは本税からいただく方、いろいろの対応をさせていただいておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） お尋ねいただきました13ページの障害者自立支援給付費のその単価の改正でございますが、平成24年度の4月からでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 延滞金であります。延滞金について本税をいただくのか、延滞金からいただくのかということでありましたけれども、本税から徴収していくということにならなかったら、その延滞金が積み重なっていくということにもなるので、それは住民的にいえば、少しでも負担を軽くするための、本税が済んでから延滞金を徴収するということにはならないのか。ときによっては、その延滞金もつけていない分納されている方なんかで話し合いの結果、その延滞金をつけていないという、そういう答弁も9月議会でおっしゃっておられましたけれども、そこら辺の見解についてはどうでしょうか。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 基本的にはおっしゃるとおり本税からということでありまして、

延滞金に関しましては今もおっしゃっていただきましたとおり、最終的に延滞金を減免させていただくというケースも最終的にはあるということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私も何点かお尋ねをしておきたいと思うんですけども、1点目は、11ページの企画費の用地の借り上げ料なんですけど160万円、これは具体的に、どこをどういう形で借り上げるということなのか、お尋ねしておきたいと思います。

それから、12ページの支所費で工事請負費があるんですけど、質美の元のJAの倉庫という説明を聞いて、121万円の解体工事なんですけれども、具体的にこの工事の発注ですね。どういう形で考えられておるのかどうか伺っておきたいというように思います。

それから、税務の関係なんですけれども、過誤納金の返還金というのが79万7,000円上がっておるんですけども、具体的にはどういう理由といたしますか、もらい過ぎということはよくわかるんですけども、どういう原因であったのかという点を伺っておきたいと思います。

それから、環境衛生費の関係で15ページですか、合併浄化槽の設置補助金というのが22万円あるんですけども、本来合併浄化槽をどこがされると。設置の補助金ですので、普通加入分担金といたしますか、いただくというのが本来なんですけど、これは環境衛生費の中でありますので、具体的にどこに設置の補助なのか伺っておきたいというように思います。

それから、保健センターの管理費の中で今回、説明によりますと歯科の診療をいわゆるこの前から要望がありますように2階から1階におろすというための準備といたしますか、費用だというように説明があったと思うんですけども、歯科といたしますと当然これ病院会計でございまして、費用負担というのは、その病院会計が行うというのが本来のあり方ではないのかと思うんですが、その点、保健センターの管理事業として、この設計業務含めて出されておるといのは、ほかにも改修をするということでそういうことなのかどうか伺っておきたいというように思います。

それから、17ページの農村情報の関係なんですけれども、今回、利用促進の補助金というのは45万円上がっておるんですけども、具体的にその件数、これ加入して分担金納めていただいて、一定の期間を過ぎて利用促進補助金を出すということになっておると思うんですけども、何年に加入された方が、それぞれ年度ごとの係数がわかっておれば、お尋ねしておきたいというように思います。

それから、18ページの土木費の関係で、今回重点配分ということで、いわゆる活性化施設の関係するところに費用が重点配分されておるわけですけども、物件等の補償費という

のは今回8,952万円予算化をされておりました、立木の補償やとか倉庫の移転という説明があったんですが、この地域拠点施設整備事業の総事業費は18億2,500万円という説明がこれまであったんですが、今回出されておるこの物件等の補償費というのは、その中に含まれておる金額なのか、いや、別ということなのか、その点ですね、伺っておきたいというように思います。

それから、常備消防の関係で今回追加が確定のためということの説明があったんですが、具体的にその追加の理由ですね。どういうことで、確定をされたわけですけれども追加は、原因としては何の追加ということなのか伺っておきたいと思います。

以上、とりあえず伺います。

○議長（野口久之君） 山森企画政策課長。

○企画政策課長（山森英二君） まず、1点目の土地の借り上げの160万円でございますが、これは縦貫道の丹波インターチェンジのところに設置をしております看板の撤去費に係ります用地の借り上げということでございます。

経過といたしましては、平成9年の3月31日に当時の旧丹波町が縦貫道の開通に伴いまして、新しい玄関口ということで町のPRを兼ねた看板を設置したということでございます。その後、当時は1所有者の方の所有地に看板を設置しておりましたけれども、その隣接地の方から、その方の土地所有にも一部占有しているのではないかというような申し入れがございました。調査をいたしましたところ、その方の所有地にも基礎部分が一部かかっておったということでございます。その後所有者の方と協議をいたしまして、撤去をするという方向で合意をしたわけですが、その申し入れの所有者の方から、またその土地の隣接をしております国道9号の歩道部分に関する要望を国交省のほうに出されておまして、その要望書の見通しがついた暁に撤去を一体的に認めるというようなお話もいただいて、平成17年度から平成24年度までの8年間の年間20万円の分の土地使用料が残っておった分を今回、縦貫道の工事に合わせて国交省の要望も解決するという見通しができましたので計上させていただいたということでございます。

それから、17ページのケーブルテレビの利用促進補助金の45万円でございますが、これにつきましては平成16年の4月1日以降で一定期間、5年以上の方についての補助をするということになっております。この内訳でございますが、7万円の方が6件で42万円、それから3万円が1件で3万円、合計45万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 12ページにあります支所費の町有施設解体撤去等工事でございますけれども、質美上野にあります旧JAの購買倉庫が今回の京丹波三和線の道路拡幅の工事の支障ということで対象となっておりますので、この施設の撤去につきまして、予算的に130万円以下ということになりますので、町内業者を選定しまして、見積もり合わせにより実施をする予定としております。

以上です。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 15ページの合併浄化槽設置補助金の説明をさせていただきます。

まず、浄化槽の関係は市町村設置型と今回の個人設置補助金のタイプとあるわけでございます。当初20基見込んでおりまして、それは前年度実績によりまして、5人槽が何基とかいうふうに分けて見込むんですけれども、今日までにそういった5人槽・7人槽の設置割合も変わってきておりますし、また、それによって金額も増減します。ただ、件数で1基分要望がさらにありますので、その分と合わせて現時点での精査によって補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 堂本税務課長。

○税務課長（堂本光浩君） 12ページの下段、過誤納金返還金の関係でございます。これの主なものとしたしましては、法人住民税の予定申告に係ります返還金が主なものでございます。平成23年度実績で申しますと193万7,000円でありましたものが現時点で298万6,000円ということで、ちょっと大幅に増えておりまして、その関係で補正を対応させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 18ページ下段の物件補償費の関係ですが、この部分につきましては施設の整備分と道路整備分合わせまして、事業費18億2,500万円の中の計画の補償費ということで予算のほう補正をさせていただいております。

以上です。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 20ページの消防費の京都中部広域消防組合負担金でございますが、これにつきましては平成24年度の経常負担金につきまして、各市町の交付税の確定による負担割合の精査によるものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 16ページの測量設計監理業務等委託料73万5,000円につきましては、和知歯科診療所の移設に伴いまして、和知保健センターの外壁も改修をあわせてさせていただくということで、管理事業費の中で計上させていただいたものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） それぞれ答弁をいただいたわけでございますけれども、あわせて伺っておきたいと思うんですが、一つは、この道路新設改良費にかかわって、減額が2,852万2,000円ということになっておるわけでございます。18ページの土木費の関係でございますが、特に委員会等でも説明を若干受けたわけでございますけれども、国の交付金が当初見込みより減ったということで、重点配分をしたということになっておるわけでございますが、当然そういうことになりますと当初予定しておりました蒲生野中央線とか、いろんな路線が予定されておったと思うんですけれども、それをいわゆる次年度に事業を実施するというような説明もあったわけでございますけれども、具体的に先送りといいますか、次年度に平成25年度実施というようにするというのはどういう路線、平成24年度で計画していた路線が先送りされるといいますか、平成25年度になったというのはどの路線、路線名について伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 当初、概算要望時点では、升谷大迫線、小野線、235号線、蒲生西階線、須知水辺公園線、蒲生野中央線、古墳公園線、それと長寿命化によります橋梁の長寿命化の計画を概算要望として上げておりました。ただ、今回、予算の割り当てのほう約63%でございましたので、その中で重点的に配分をいたしたところでございます。

本年度できなかった部分につきましては、升谷大迫線と小野線、蒲生西階線、須知水辺公園線、蒲生野中央線と橋梁長寿命化の修繕計画につきましては次年度、引き続き要望させていただいて、事業のほうの進捗を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 重点配分したということで平成25年度にということなんですが、当然この国の交付金の当初の見込みから減ったということでございますけれども、当初から当然、今ありましたように交付金の満額といいますか、見込みであったのかどうか。聞くとこ

るによりますと、新規についてはなかなか認められないということもあるんだという説明もあったわけですが、そういう点でいいますと、この事業の道路新設にかかわって、この活性化拠点施設への道路を優先させたということのあらわれやと思うんですけども、当然次年度では先送りといえますか、平成25年度に予定した分というのは当然交付金がつくというように考えておられるのか。新たな路線も増えてくるという可能性もあるわけですが、その点について1点伺っておきたいと。

それから、総務課長に1点伺っておきたいと思うんですけども、22ページの災害復旧にかかわって単独、この災害復旧工事ということで4,300万円減になっておるわけですが、下山の地すべりの工事ですが、入札が6月にされておるわけなんです、当然6月に入札して、この予算が確定すれば減額補正をして、そのお金を住民の暮らし、予算に使うというのは、これ当然の会計の仕組みだと思うんですけども、災害があるかもしれないので内部でといえますか、持っておったというような説明もあったわけですが、本来の行政の財政運営の仕組みからすれば、当然そういう確定があれば減額をして、そして予算を執行していくというのは当然の会計の仕組みだと思うんですけども、そういうような考え方に本来立つべきじゃないかと思うんですけども、その辺は非常に4,000万円からのお金でいいますので、これほど金がないと片方では言いながら、内部に持っておったということになしに、当然住民のために使っていくというのが本来あるべき姿だと思うんですけども、その点について伺っておきます。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 交付金を充てております路線につきましては市町村で路線間の流用ができますので、優先的に配分したものとあと地元との協議なり、繰り越しております社会資本整備の総合交付金もございましたので、升谷大迫線なり小野線につきましては繰り越しの財源を充てて、現在施工のほうも行っております。

また、来年の予算要望につきましても今年度分並みの概算要望は行っております。概算要望額を全て予算化しているわけではなしに、ある程度減額も踏まえて予算措置はしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 4,300万円を今回減額となっておりますわけですが、当初におきましては、それこそ頂上部の土塊の除去というふうなこともございますし、初めての大規模な工事ということもございますので、一定額を留保しておったということでご理解

を賜りたいと思います。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第89号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）に反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算は、本年度も8カ月を経過し、経費の確定や事業進捗状況など精査を加える中で、新たな財政需要を勘案しつつ編成したというようにされておりますが、常に地方自治体の使命である住民の福祉の増進にどの分野が不十分であるのかなど見通しを持って、補正予算の編成を行うべきと考えます。

今回補正予算第5号は、1億2,810万円の増額補正であります。歳出では障害者自立支援事業に6,757万2,000円の追加、また、林業振興対策事業で1億円の助成金や住宅改修補助金に200万円の追加、中部広域消防組合負担などであります。

福祉対策や活性化支援など評価すべき点もありますが、予算の重点配分をしたとする丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域拠点施設の整備に係る費用に重点配分をされて、土木費で道路新設改良工事、物件費などに行ったとされております。今もありましたように、蒲生野中央線や蒲生西階線など国費対象路線の事業を平成25年度以降に先送りするなど、住民要望を先送りしたというように思います。まちづくりは一点集中主義ではなく、旧町ごとに地域に合った拠点施設を整備し特徴を出していくことで、町全体を引き上げていくまちづくりが必要と考えます。

また、単独災害復旧工事費の減額は、当然入札時点において住民の暮らし、支援に活用すべきと考えます。災害に備えるために多額のお金を保留しておくべきではないと考えます。こうした自治体の会計制度からも強くその点を申し上げるものであります。

こうした点を指摘して、一般会計補正予算（第5号）の反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第89号を採決します。

議案第89号 平成24年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(多数 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩をいたします。1時半まで。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第26、議案第90号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第26、議案第90号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東まさ子君） 常任委員会でもお聞きしていたわけですが、今回、療養費が増えたということで、それに伴って基金も繰り入れを行って、基金2,900万円を繰り入れて3,000万円弱ですね、繰り入れて、この会計を行うものですが、一つ医療費が昨年、平成23年度と比べて医療費が現時点では、医療費が増えたということで補正されているんですけども、現時点では昨年度の今と比べてどういうふうな状況になっているのかということと、それから、加入者の1人当たりの所得が過去3年ですか、5年ぐらいわかったらあれですが、わかればお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） お尋ねがございました医療費の状況ですけれども、特に一般被保険者の医療費の伸びが顕著になっております。あわせて、この平成24年度前半の医療費の状況といたしましては、特に10万点以上、一月当たり100万円以上の医療費が全年度同時期に比べまして26件増えるということで、総額的にも増えている状況です。今年度前半で最高の方としましては、1カ月当たり640万円という数字が出ております。

それから、所得の状況につきましてはちょっとお待ちください。

国保加入者の基準総所得ですけれども、平成20年度が85万487円、21年度が79万4,121円、22年度が78万858円、23年度が79万1,859円、そして24

年度、今年度の本算定時点では79万8,308円という数字でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 今お答えいただいた中で、非常に医療費の伸びが大きいという中で、100万円以上の方が26件あるということなんですが、具体的にはそういう100万円以上の病気というのは、どういう病気の方が26件の中にあるのか、お尋ねしておきたいと思っております。最高の方についてもどのような病気なのか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 今年度前半で目立っておりますのは悪性新生物、いわゆるがんの恐らく手術と思われる方が前半で11件ほどございます。それから、最高額の600何万円の方につきましては心疾患によるものでございます。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 今、加入者の基準所得をお聞きしたんですが、平成20年が85万487円ということで、その後ずっと減ってきて、80万円弱にずっと推移しているということで、加入者の所得が減っているということでありまして、平成20年、21年に保険税の改正がされてきているというわけなんですけれども、その後据え置きされているわけですが、今回、基金を繰り入れしなくてはならないということで、平成23年度もそうでしたけれども、実際に純粹の保険税だけで会計を見た場合、繰り越しとか基金から繰り入れとかそういうのを除外して、純粹の保険税だけで見た場合はどのぐらいの数値になるのか、その収支した場合、お聞きしたいと思いますけれども、繰越金とか繰り入れとかそんなをなく除外した場合。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 保険税だけというのは国保の会計の単年度収支をあらわす場合に、保険税のみで判断する指標というのはないわけなんですけれども、繰越金とかを、収支を除外して単年度収支で見ますと、平成23年度決算ではマイナス4,100万円という状況でございました。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） マイナスの4,100万円ということでありました。値上げした当初は大幅な値上げとともに医療費の関係などもあったんだと思いますけれども、黒字で2年ほどは行けてたと思うんですが、こういう状況になっているということで、その状況になっているにもかかわらず加入者の所得は減っているということで、やはり来年度は見直しもというような、一般質問などではそういう考えも示唆されているということでありましてけれども、なかなかこういう所得が減っている中で、さらに税率を上げるとなると所得に対する負担が

大変重くなるので、そういうことについて町長にお聞きしますが、基準外は繰り入れしないということでありましたけれども、やはりそういう加入者の生活を苦しめるような、そういう保険税にするということについては自治体としてとるべき立場でもないので、さまざまなそういう施策でもって会計を維持するという立場が必要なのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保会計だけをそういう取り扱いするという考えは、今のところありません。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

横山君。

○5番（横山 勲君） ちょっと今の発言は、私が発言しようとするときに、ああした発言については少し謹んでいただきたいと、このように求めておきたいと思います。ああ、ああという発言については大変失礼だと思います。

少し何か出鼻をくじいたような格好でするわけですが、お尋ねをしたいというふうに思いますが、私、平成23年度の決算審査でもお尋ねをいたしましたので、そうした関連の中でお尋ねをしてみたいというふうに思いますが、たしか思い返しますと、平成17年の合併いたしましたときの基金残高が4億3,000万円余りあったというふうに思います。これが平成23年度末の決算審査の折には1億8,300万円余り、そして最終、今もお話ありましたように、平成24年度の繰越金の状況を見ますと、24年度末には6,800万円程度になるのではなかろうかというふうに私は予測をいたしております。加えて、望ましい残高が23年度の決算審査でお尋ねいたしました折に、2億9,000万円というようなお話をいただきました。というようなことを考えてみますと、国民健康保険制度そのものが既に破綻寸前の状況ではないかということを考えますが、そうしたことについて、認識についてお伺いいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 国保事業についてはそういう見方もあろうかと思いますが、私は国保事業をしっかりと守るという立場であることを申し上げておきます。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） 現在の制度はそれぞれ住む自治体によって納める保険料が異なるという制度であるというふうに思いますが、制度そのものに私は非常に課題があるというふうに

認識を持っておるわけですが、その中で従来から広域連合への加入の動きが協議をされたり報告を受けた経過があるわけですが、そうした広域連合の加入の状況についてお尋ねをいたしますとともに、一方では、やはり医療保険費を下げる取り組みが私はどうしても必要だというふうに思います。中にはジェネリック薬品のお話もせんだって話もあったようですが、こうした保険給付を下げる取り組みについてどのようなお考えになっておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） お尋ねの国保の広域化に関しての状況でございますけれども、平成22年に京都府が広域化等支援方針を策定いたしまして、その後、広域化等に関する協議会が府下の全ての市町村を構成として設立されております。その中に作業部会が設けられておまして、健診の受診率アップですとか、収納率の向上ですとか、また、広域化の一つのテーマであります共同事業のあり方などについての作業部会が設けられております。

実際にまず、京都府下で一本化になるという話は法律改正も必要な状況でございますので、すぐにはならないのではないかと思いますけれども、今年4月の国保法の改正によりまして、現在30万円以上を対象としております共同事業が平成27年度からは1円以上になるというのが法律で規定されております。その1円以上になることに向けまして、現在、府下の市町村で拋出方法ですとか、対象医療費を一気に平成27年度に1円にするまで今の現状維持をするのか、また、平成25年、26年度から段階的に引き下げていくのかというようなことで、協議が今進められているところです。まだ平成25年度からどうなるかということも確定はいたしておりません。広域化については今のような状況で、京都府が中心となって府内の市町村の意見を取りまとめている状況でございます。

それから、医療費を下げる取り組みというのは本当に大切なことだと認識しております。ジェネリックを勧めさせていただいて、どれほどの効果がすぐに出るかはちょっとわかりませんが、10月と11月に差額通知を送らせていただいております。病状などには配慮した上で、1カ月当たり400円以上の効果が出る方を対象に、10月に185件、11月には105件の差額通知を送らせていただいております。この効果、切りかえがされたかどうかをまたレセプトで確認するには約4カ月かかることとなりますので、今後の状況を把握してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 横山君。

○5番（横山 勲君） ただいまのいろいろご答弁をお聞きしておりますと、平成25年度には保険税率の改正は万やむを得ないというふうに受けとめるわけですが、平成25

年度の予算編成に当たりまして、そうした保険税率の改正についてのお考え方について、これは町長にお尋ねいたします。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 平成25年度予算については現在いろいろ考えている最中でして、まだ結論に至っておりません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第90号を採決します。

議案第90号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

《日程第27、議案第91号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第27、議案第91号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第91号を採決します。

議案第91号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

《日程第28、議案第92号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第28、議案第92号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

森田君。

○14番（森田幸子君） 介護予防費の9ページでありますけど、認知症予防事業で55万4,000円上がっておりますが、この事業の内容を教えてくださいと思います。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 済みません。お待たせいたしました。

9ページの認知症予防支援事業につきましては、生きがいデイサービス事業を委託させていただいている分でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） 勉強不足でわからないんですが、この生きがい予防というのは集っての、具体的にどういったのか教えてほしいんですが。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 生きがいデイサービス事業につきましては、ミニデイサービスで、お風呂、入浴サービスとかがついている事業でございます。

○議長（野口久之君） 森田君。

○14番（森田幸子君） こんなこと余分なのかもしれませんが、その事業によって効果とか

何かをどれぐらい見ておられるか。また、今、認知症も本当にひとり暮らしとかたくさんになってきて、もうほんまにそこら辺の対策なんかも考えていただきたいと思って、ちょっとどういうふうな事業かということをお尋ねしたんですが、そういうデイサービスとかそういうふうなので特別というか、各家庭におられる方の予防事業なんかは何か予防策考えていただきたいと思いますし、この場所で言うことではないですが、今、課長言っていたで大体わかりましたので、ありがとうございました。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） 1点お聞きしたいというふうに思いますが、介護用品の購入事業の関係なんですが、たしか要綱では介護用品を買う場合、町内事業者で購入した場合には補助対象になるということに当初なっておったというふうに感じておるんですけども、今もそれで間違いなのかどうかということと、あと、要介護者が入院なんかされた場合、例えば南丹病院へ入院された場合に即、そういう介護用品が要するという場合がありますね。そういう場合に町内事業者で購入していなかったら補助対象にならんということになるんですけども、この事業ができたときには地元業者の育成とか支援という目的で、地元業者に限定をされておったんですけども、実際いろんな人の話聞いておりますと、実態にちょっとそぐわんというようなこともあるというふうに感じておるんですけども、そういうことの見直しを検討されるべきやないかなあというふうに考えるんですけども、担当課としての見解をお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 補助につきましては、町内業者でご購入いただいた場合に補助をさせていただいておる、おっしゃっていただいたとおりでございます。入院された方につきましてはでございますが、今の制度につきましては、家族介護をされている方を目的とした補助事業でございます。また、今ご意見をいただきましたことにつきましては検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 私もお尋ねを1点しておきたいと思うんですけども、説明のときにもあったと思うんですけども、施設の転換を予定されておったのができなかったということで、介護サービスの給付費が増加になったり、施設介護のサービス給付が減額ということになっておるんですけども、当然介護のいわゆる計画の中で、施設が当然増えるという計画で介護計画がされてきておったと思うんですけども、こういう変更によって、この介護計画の内容が変わってくるわけですので、保険料にもかかわる問題でございますけれども、

それが1点、その計画どおり実施されないということは、当然何かその事業者の理由があったかもしれませんが、その辺は、その理由というのをしっかり確認しておくという必要はなかったのかどうかということと、今後については、今年一年できなかったということで来年予定されておるのかどうか。あわせて伺っておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） お尋ねの施設転換をされなかったということにつきましては、医療法人さんのお考えであると認識をいたしております。今後の計画につきましては、現行のまま継続されるようにお伺いしております。今期の計画の中ではということでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 当然計画でございますので、実施段階では変更ということも、これはあり得ることでありますが、計画に基づいて保険料の算定とかいうのはされてきておるわけなので、そういうことによると変わってくるというのは当然あるかと思えますけれども、そういう特別理由がなくても法人の都合で変更というのは自由にできるということなのか。そういうことになれば計画そのものがどうであったのかということも問われるわけでございますけれども、計画になかったところがそういう施設を拡充するということも、これはもちろんあるわけでございますけれども、その辺の考え方は、法人やそういう事業者からの当然計画に基づいて、そういう保険料も含めて算定をしとるわけですので、その基礎部分が変わることについてはどうなのかなあというふうに思うんですけれども、その辺の特別、計画にのせたから、その計画でできなかったということで、その責任が問われるとか、ペナルティーがあるとか、そういうことは何もないのかどうかということと、それから、計画したことを遅れてもやるということで実施してもらおうのが当然だと思うんですけれども、計画でしたので、その辺の理由は、特別必要なしに法人とか事業者によって、そういう計画をしておったけれども変更というのは都合によって自由にできるというような制度になっておるのかどうかということについてもちょっと、あわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 介護計画を策定する段階におきまして、それぞれの事業者さんにヒアリングをさせていただいて、計画をお伺いさせていただいて、今回の5期の計画ができ上がったわけでございますけれども、あくまでも先ほどもありましたが計画でございます、事業者さんがされる事業でございますので、自由にというのはおかしいですけれども、計画を変更されることについて、うちがどうのというご意見を申し上げることはござい

ません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） いわゆる介護のそういう計画が変わるということになるんですけど、それによって保険料の問題とそれから施設ができなかったということで、もちろんそれにかかわる入所も含めてなんですけれども、計画変更になってくるわけなんですけれども、実際にその計画よりも変わってくることによって住民の方といいますか、介護保険に該当する方への影響というかね。どういうことが起こってくるのか。特段変わっても影響といいますか、ないということなのか、あわせて伺っておきたいと思います。

保険料については最終年度といいますか、次年度へ繰り越したりということもあるわけでございますけれども、サービス分野についてもどうなるのかということも含めてあると思うので、料金の問題、サービスの問題どうなるのかお尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本佐登美君） 影響につきましては、医療から介護療養にということでございます。特段利用者さんに影響が出るということはありません。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第92号を採決します。

議案第92号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

《日程第29、議案第93号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第29、議案第93号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第93号を採決します。

議案第93号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

《日程第30、議案第94号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第30、議案第94号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これにて討論を終結します。

これより、議案第94号を採決します。

議案第94号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

《日程第31、議案第95号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第31、議案第95号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別  
会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これにて討論を終結します。

これより、議案第95号を採決します。

議案第95号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第96号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1

号) 》

○議長（野口久之君） 日程第32、議案第96号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけども、歳入で財産貸付収入というのがございますが、説明では8月からキノコ園貸し付けということで22万4,000円あるんですけども、この8月からでございますので、一月2万8,000円というようになると思うんですけども、この単価の基準というのはどういうことで決められておるといことなのか。前、貸し出しをされておったという関係なのか。その2万8,000円という基準はということから決められたものなのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） ただいまのご質問であります、貸付料につきましてですが、一つには土地の評価額の4%ということで、年間で33万6,000円の金額を算出しておりました、それを1カ月単位に整理をしたもので、実際の貸し付け期間に乘じまして算出しております。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 町の財産を大いに使っていただくというのは、これは当然よいことだと思うんですけど、その4%というのは何か、どっかの基準があるのかどうか。根拠というのは何か。そういう4%にされたというあたりはどうなのか伺っておきます。

○議長（野口久之君） 中尾瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（中尾達也君） 町の行政財産の使用料条例に準じまして計算をしたものでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第96号を採決します。

議案第96号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第97号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第33、議案第97号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計  
補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 予算に関する説明書の1ページのどこなんですけども、収益的収入の中の外來収益でインプラント等の自費診療費ということで200万円上がっておるんですが、インプラントについては保険がきかないということもあるんですが、これまでこういう形でインプラントの診療費ということで上がったことはなかったと思うんですが、改めてこういう形で出されておるということは、新たにこのインプラントの診療を始めたということなのか、以前からやっておったけども患者の希望がなかったということなのか。

非常によい面と悪い面と言いますか、インプラントについてはいろいろあるようでございますけども、その辺については、当然、やる、実施するということは自信を持ってやっていただくということやと思うんですけども、特段そういうような心配というか、そういうものはないのかどうかということと、そのいつからこれインプラントというのは取り組みを始めたのかどうかということとあわせて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 和知診療所のインプラントにつきましては、以前から先生されておられます。特に所長、大変インプラント上手ということで有名でございます。今回上げておりますのは、インプラントの自費診療が大変伸びてきたという、土曜日の診療も町内全域からきておられますので、こういったほうでの結構この収入が増えてきたということで上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、議案第97号を採決します。

議案第97号 平成24年度 国保京丹波町病院事業会計補正予算(第2号)について、  
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

《日程第34、発委第3号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について～  
日程第35、発委第4号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について》

○議長(野口久之君) 日程第34、発委第3号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について及び日程第35、発委第4号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する  
規則の制定についてを一括議題とします。

本件について説明を求めます。

横山議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長(横山 勲君) それでは、ただいま上程になっております、発委第  
3号並びに発委第4号につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず最初に、発委第3号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定につきま  
して、提案の理由を申し上げます。

ご案内のとおり、地方自治法の一部を改正する法律が平成24年8月29日に成立をいた  
しました。同年9月5日に公布をされたところでございます。

このたびの法改正は、議会制度の見直しに関します事項といたしまして、その主な内容、  
物には、通年議会の導入、議長の臨時会招集、委員の選任・任期等の条例委任、100条調  
査の選挙人等の出頭要件の明確化、広聴人、参考人制度の本議会への導入、政務調査費の名  
称を政務活動費に改正、一般再議制度の適用拡大、不承認となった専決処分町の対応義務

などがあります。

そのうち、委員の選任・任期等の条例委任及び公聴会、参考人制度の本議会への導入に關しますものにつきましては、本町議会の委員会条例及び会議規則の改正が当面必要と思われることから、今回提案をさせていただいてますとおりの改正をしようとするものであります。

それでは、まず京丹波町議会委員会条例第8条、委員の選任についてでございますが、これまで委員会の設置に關しまして、地方自治法の109条では、常任委員会につきまして109条の2では議会運営委員会について、110条では特別委員会についてというふうに、委員会に關しましては、それぞれ条立てがされておりましたが、委員会に關する規定の簡素化を求めますために、法改正法により一つの条文いわゆる109条に統合され、委員の選任などに關します事項が条例に委任されたことに伴い、これまで地方自治法で制定されておりました議会の常任委員会の所属義務や、委員会の選任に關する事項や、特別委員会の在任期間に關する事項を追加をいたしますもので、条例案の新旧対照表で示しておりますとおりの、第8条の第1項として、常任委員会の所属義務を、第2項として、委員の選任を、第3項として特別委員の選任及び在任期間を新たに追加をし、現行条例の第1項から第4項までを、第4項から第7項までにそれぞれ繰り下げ規定しようとするものでございます。

なお、法改正の施行日は公布の日から施行された事項と、公布から6月を超えない範囲において政令で定める日から施行されるものとがございまして、6月を超えない範囲は、平成25年3月1日施行となるべく、現在、国のほうで調整が進められているところでございます。

従いまして、改正法にかかります条例、規則の改正、改廃は、本定例会で議決いただき、施行日は附則で政令の施行日とすることとしたところでございます。

12月4日の全員協議会でも種々ご検討賜ったものでございます。

以上、条例改正の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同いただきますようしくお願いを申し上げます。

引き続きまして、発委第4号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規定の制定について、提案の理由を申し上げます。

当該議案につきましても、先ほど説明をさせていただきました委員会条例の改正と同様に、地方自治法の一部改正に伴い、本町議会の会議規則を改正するものでございます。

これまで、地方自治法109条において、常任委員会のみで公聴会を開催いたしますことや、参考人の出頭を求めることが許されておりましたが、このたびの法改正によりまして、新たに地方自治法115条の2として、議会においても公聴会を開催いたしますことや、参考人の出頭を求めることができることと相成りました。

従いまして、本町議会の会議規則におきましても、現在、本町議会の委員会条例にあります条文とほとんど同じような内容とし、別添の新旧対照表のとおり、第14章に公聴会、第15章に参考人の条項を挿入し、これまで14章にあった会議録の条項を16章とし、以下の各章をそれぞれ繰り下げ、規定しようとするものであります。

また、本町議会の委員会条例では、公聴会は議長の承認を得なければならないとされ、参考人は議長を経なければならないとされていることを踏まえ、本議会における実施につきましては、議会の議決でこれを決定するというふうに議会の議決を要する旨を規定することといたしました。

また、再三申し上げますとおり、上位法であります地方自治法の一部改正によりまして、本町議会の会議規則第17条におきましては、法改正前は地方自治法第115条の2は修正動議に関する条項でありましたが、新たに公聴会及び参考人に関する規定が地方自治法第115条の2として挿入をされましたことから、修正動議の事項が1条ずれ、地方自治法第115条の3となりましたために改正をするものでございます。

また、本町議会会議規則第73条第2項におきましても、法改正前は地方自治法第190条の2第4項で議会運営委員会に関する内容が規定されておりましたが、今回、法109条第3項にまとめて規定されましたことから改正をするものでございます。

なお、附則についてでございますが、委員会条例の改正と同様、委員会に関する改正につきましては、施行日は附則で政令の施行日とすることとし、それ以外のいわゆる公聴会、参考人に関しまして改正する内容のものにつきましては、改正法は既に公布の日から施行されておりますので、本日を施行日とさせていただいたところでございます。

以上、規則改正の趣旨を十分いただき、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

それでは、お手元に提出をいたさせていただきます発委第3号を朗読して提案といたします。

発委第3号

平成24年12月19日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 議会運営委員会委員長 横山 勲

京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

引き続き、発委第4号につきましても、朗読をして提案とさせていただきます。

発委第4号

平成24年12月19日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 議会運営委員会委員長 横山 勲

京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、所要の改正をするものでございます。

いろいろご審議を賜りましてご承認いただきますようお願いを申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、発委第3号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、発委第3号を採決します。

発委第3号 京丹波町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第4号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終結します。

これより、発委第4号を採決します。

発委第4号 京丹波町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

#### 《日程第36、閉会中の継続調査について》

○議長(野口久之君) 日程第36、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は全て議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成24年第4回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会い

たします。

議員の皆様には、お疲れのところ大変ご苦労さまですが、引き続きこの場において全員協議会を開催いたします。よろしく願いをいたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口久之

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 村山良夫